

議案第 22 号

匝瑳市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 1 日提出

匝瑳市長 宮内 康幸

匝瑳市印鑑条例の一部を改正する条例

匝瑳市印鑑条例（平成18年匝瑳市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項に次のただし書を加える。

ただし、印鑑登録者が自ら申請した場合であって、市長が規則で定める書類の提示を求め、当該申請をした者が本人であることの確認を得たときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。

第14条第2項及び第3項中「申請があったとき」の次に「(同項ただし書の場合を除く。)」を加え、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 市長は、第1項に規定する申請があったとき（同項ただし書の場合に限る。）は、印鑑登録証明書交付申請書及び同項ただし書に規定する書類と印鑑登録原票の登録事項を照合し、当該申請が適正であることを確認したものに限り、印鑑登録証明書を交付する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参考)

匝瑳市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

改	正	後	改	正	前
第1条～第13条 略 (印鑑登録証明書の申請及び交付)	第1条～第13条 略 (印鑑登録証明書の申請及び交付)	第1条～第13条 略 (印鑑登録証明書の申請及び交付)	第1条～第13条 略 (印鑑登録証明書の申請及び交付)	第1条～第13条 略 (印鑑登録証明書の申請及び交付)	第1条～第13条 略 (印鑑登録証明書の申請及び交付)
第14条 印鑑登録者又はその代理人が印鑑の登録の証明を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、 <u>印鑑登録者が自ら申請した場合であって、市長が規則で定める書類の提示を求め、当該申請をした者が本人であることの確認を得たときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。</u>	第14条 印鑑登録者又はその代理人が印鑑の登録の証明を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、 <u>印鑑登録者が自ら申請した場合であって、市長が規則で定める書類の提示を求め、当該申請をした者が本人であることの確認を得たときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。</u>	第14条 印鑑登録者又はその代理人が印鑑の登録の証明を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、 <u>印鑑登録者が自ら申請した場合であって、市長が規則で定める書類の提示を求め、当該申請をした者が本人であることの確認を得たときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。</u>	第14条 印鑑登録者又はその代理人が印鑑の登録の証明を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて、市長に申請しなければならない。	第14条 印鑑登録者又はその代理人が印鑑の登録の証明を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて、市長に申請しなければならない。	第14条 印鑑登録者又はその代理人が印鑑の登録の証明を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて、市長に申請しなければならない。
2 市長は、前項に規定する申請があったとき <u>(同項ただし書の場合を除く。)</u> は、印鑑登録証により、当該申請が本人の意思に基づくものであることの確認をするものとする。	2 市長は、前項に規定する申請があったとき <u>(同項ただし書の場合を除く。)</u> は、印鑑登録証により、当該申請が本人の意思に基づくものであることの確認をするものとする。	2 市長は、前項に規定する申請があったとき <u>(同項ただし書の場合を除く。)</u> は、印鑑登録証により、当該申請が本人の意思に基づくものであることの確認をするものとする。	2 市長は、前項に規定する申請があったとき _____ は、印鑑登録証により、当該申請が本人の意思に基づくものであることの確認をするものとする。	2 市長は、前項に規定する申請があったとき _____ は、印鑑登録証により、当該申請が本人の意思に基づくものであることの確認をするものとする。	2 市長は、前項に規定する申請があったとき _____ は、印鑑登録証により、当該申請が本人の意思に基づくものであることの確認をするものとする。
3 市長は、第1項に規定する申請があったとき <u>(同項ただし書の場合を除く。)</u> は、印鑑登録証明書交付申請書及び印鑑登録証と印鑑登録原票の登録事項を照合し、当該申請が適正であることを確認したものに限り、印鑑登録証明書を交付し、印鑑登録証を返付する。	3 市長は、第1項に規定する申請があったとき <u>(同項ただし書の場合を除く。)</u> は、印鑑登録証明書交付申請書及び印鑑登録証と印鑑登録原票の登録事項を照合し、当該申請が適正であることを確認したものに限り、印鑑登録証明書を交付し、印鑑登録証を返付する。	3 市長は、第1項に規定する申請があったとき <u>(同項ただし書の場合を除く。)</u> は、印鑑登録証明書交付申請書及び印鑑登録証と印鑑登録原票の登録事項を照合し、当該申請が適正であることを確認したものに限り、印鑑登録証明書を交付し、印鑑登録証を返付する。	3 市長は、第1項に規定する申請があったとき _____ は、印鑑登録証明書交付申請書及び印鑑登録証と印鑑登録原票の登録事項を照合し、当該申請が適正であることを確認したものに限り、印鑑登録証明書を交付し、印鑑登録証を返付する。	3 市長は、第1項に規定する申請があったとき _____ は、印鑑登録証明書交付申請書及び印鑑登録証と印鑑登録原票の登録事項を照合し、当該申請が適正であることを確認したものに限り、印鑑登録証明書を交付し、印鑑登録証を返付する。	3 市長は、第1項に規定する申請があったとき _____ は、印鑑登録証明書交付申請書及び印鑑登録証と印鑑登録原票の登録事項を照合し、当該申請が適正であることを確認したものに限り、印鑑登録証明書を交付し、印鑑登録証を返付する。
4 市長は、第1項に規定する申請があったとき <u>(同項ただし書の場合に限る。)</u> は、 <u>印鑑登録証明書交付申請書及び同項ただし書に規定する書類と印鑑登録原票の登録事項を照合し、当該申請が適正であることを確認したものに限り、印鑑登録証</u> <u>明書を交付する。</u>	4 市長は、第1項に規定する申請があったとき <u>(同項ただし書の場合に限る。)</u> は、 <u>印鑑登録証明書交付申請書及び同項ただし書に規定する書類と印鑑登録原票の登録事項を照合し、当該申請が適正であることを確認したものに限り、印鑑登録証</u> <u>明書を交付する。</u>	4 市長は、第1項に規定する申請があったとき <u>(同項ただし書の場合に限る。)</u> は、 <u>印鑑登録証明書交付申請書及び同項ただし書に規定する書類と印鑑登録原票の登録事項を照合し、当該申請が適正であることを確認したものに限り、印鑑登録証</u> <u>明書を交付する。</u>	4 略	4 略	4 略
5 略	5 略	5 略	5 略	5 略	5 略
6 以下 略	6 以下 略	6 以下 略	以下 略	以下 略	以下 略